

会

議

午前10時 0分開議

○議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届け出のありました議員は、13番 沢登英信君であります。

---

◎県知事提出議第1号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 日程により、県知事提出議第1号 下田市須崎財産区議会設置条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） おはようございます。

それでは、県知事提出議第1号 下田市須崎財産区議会設置条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の13ページをお開き願います。

下田市須崎財産区議会設置条例を別紙のとおり制定するもので、提案理由でございますが、地方自治法第295条の規定により、下田市須崎財産区議会の設置に関する事項を定めるものでございます。

本議案につきましては、静岡県知事より下田市議会議長宛てに、下田市議会に提案する旨の文書が提出されているところでございます。

現在、須崎財産区の設置の根拠となっております浜崎村区議会条例は、昭和24年2月26日に公布、施行されており、昭和30年の町村合併時より暫定施行している状況でございます。そのため、これまでの間の関係法令の改正趣旨が十分に反映されていない状況であり、現行法令の規定に準拠する必要性が生じているところでございます。

今回提案します設置条例につきましては、基本的には浜崎村区議会条例の趣旨を引き継ぐこととし、必要な字句の修正、整備を行い、地方自治法第295条の規定に基づき、静岡県知事の提案により、新たに条例を制定するものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の13ページをお開き願います。

資料の見方でございますが、二重線で囲んだ部分は条文、その下に解説文、その下の破線で囲んだ部分は、関係する法令の条文を抜粋して掲載しております。

第1条でございますが、設置について定めるもので、財産区議会は、都道府県知事が必要と認める場合に限り市町村の条例を設定し、財産区の財産または公の施設に関し、議決すべき事項を議決させることができる旨、地方自治法第295条に規定されており、同条の規定に基づき、議会を置く旨を定めるものでございます。

第2条は、議員の定数を定めるもので、定数は12人とするものでございます。

第3条は、議員の任期を定めるもので、議員の任期は4年とし、第2項は、任期の起算日について定め、第3項は、補欠の議員の任期は、その前任者の残任期間とする旨を定めるものでございます。

14ページをお開きください。

第4条は、選挙権について規定するもので、日本国民たる年齢満18歳以上の者で、引き続き3カ月以上財産区の区域内に住所を有する者と定めるものでございます。

15ページをお開きください。

第5条は、議員の被選挙権について規定するもので、第4条の選挙権を有する者で年齢満25歳以上の者は、議員の被選挙権を有する旨を定めるものでございます。第2項は、第1項の年齢の算定日を選挙の期日と定めるものでございます。

第6条は、選挙人名簿について規定するもので、公職選挙法第19条第2項の規定により調製された選挙人名簿のうち、議員の選挙権を有する者に係る選挙人名簿またはその抄本による旨を定めるものでございます。

16ページをお開きください。

第7条第1項は、選挙人名簿を調製しなければならない旨を定め、第2項で、名簿への記載事項、第3項は、複数の投票区を設けた場合は、投票区ごとに名簿を編製しなければならない旨を定めるものでございます。

第8条は、選挙人名簿の縦覧について規定するもので、第1項では、指定した場所において縦覧に供さなければならないこと、第2項では、縦覧場所の告示を開始の日前3日までにすること、第3項では、選挙人名簿の調製の期日、縦覧の期間、手続は、あらかじめ告示しなければならない旨を定めるものでございます。

17ページをお開きください。

第9条は、選挙人名簿の効力は、次の選挙を行う場合において調製する選挙人名簿が確定するまでの間と定めるものでございます。

第10条は、選挙人名簿の再調製についての規定でございます。

附則でございますが、第1項は、本条例の施行期日を規定しており、公布の日から施行するもの、第2項は、これまでの間、暫定施行されてきました浜崎村区議会条例を廃止するものを定めたものがございます。

18ページをお開きください。

第3項は、本条例の施行に当たり、暫定施行されていた浜崎村区議会条例に基づく財産区議会議員の任期の特例を規定し、経過措置としてその任期を平成29年3月31日とするものがございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、県知事提出議第1号 下田市須崎財産区議会設置条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番 伊藤君。

○9番（伊藤英雄君） 第3条の第2項、ここがいかにもわかりにくい。「前項の任期は、一般選挙の日から起算する」と。選挙の行われた日から任期がスタートしましたよと。「ただし、任期満了による一般選挙が議員の任期満了の前日に」、通常そうですね、任期が来る前に選挙をやったと。「前任の議員が任期満了の日まで在任した」と、この前任の議員というのは、普通に考えればその前議員だった、要するに任期満了が来る人のことだと思っただけけれども、要するに選挙をやるときに現職だった人が、その前の選挙の行われた要するに任期満了の日までいたという、要するに当選したということですね、引き続き議員になったときは、要は投票日ではなくて丸々4年間いたことだとみなすよということですね。これは、本人について言っているようなものだよ、言わば、この前任者というのは。つまり、選挙によって全員が落ちるとか、全員がいなくなるというケースよりも、一部入れかえのほうが想定されると思うので、そうすると、自分のときは、要するに自分は前の任期があれば前の任期でいって、そこからまた任期が4年なくなっちゃうんだらうけれども、そこから4年いくと、任期がだから変わってしまうのかなと、4年でなくなっちゃうのかなと。人によって4

年でなくなるのかなという感じがするんだけど。

それから、ここだと、例えば前任の議員がいないと、つまり自分が初めてこの選挙で受かったよと、その場合は、自分が新しい選挙のあったときに任期が要は出てくると。それはどこにも書いていないんだよ。つまり「前任の議員が任期満了の日まで在任した」というのは、引き続いてまた再選された人のことだと思うんだけど、本当、再選でない人の任期については何も書いていないというのがちょっとよくわからないのが1点と、もう一つは、「選挙の期日後に前任の議員が全てなくなったときは」となっているんだよ。なくなるって普通、日本語では死亡を意味するんだけど、これは、いなくなったという、要するに全部死んだときのことなのか、それとも、今までの議員が全部なくなっちゃったよと、全部が新しい議員さんになったときは、その翌日からそれぞれ起算するという、よくわからないんだよ。しょっぱなは、一般の選挙の日から起算するとある、だから選挙の行われた日だよ。そこが起算日だよ。それで、なくなった、死んだときか、いなくなったときかわからないけれども、いなくなったときは、翌日から……、いいのか、選挙の日だからその、なくなったというのがわからないんだけど。なくなったのが表現としてよくわからない。まず、なくなったというのは、いなくなったことなのか、死亡したことなのかというのと、その辺はどういう理解をしたらいいんですか。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） まず、後のほうの質問の「選挙の期日後に前任の議員が全てなくなった」というところは、これは辞任も、やめるという意思表示があったときも含むということですよ。

前段部分のただし書きについては、これは、通常に任期満了の前に行われた場合においてということで、選挙は大体、任期満了前に行いますので、その場合にはあくまでも任期満了まで在任したということで、その日の翌日から4年の起算日になるよということですよ。今のところの「全てなくなった」というのが、これは先ほど言いましたように辞任も含むということで、その場合にはその日の翌日から、選挙の日以後に「前任の議員が全てなくなったときは議員が全てなくなった日の翌日から、それぞれ起算する」と、任期を、そういうようにつくりとなっています。

これ確かにわかりにくいと思うんですけど、ちょっと14ページのほうの、選挙のところにつきましては公職選挙法にのっとっておりますので、14ページの破線のところの上から2番目の公職選挙法の地方公共団体の議会の議員の任期の起算というのがありまして、こち

らのほうを、確かにわかりにくいといえればそれまでなんですけれども、こちらのほうの規定をそのままこちらに持ってきているという状況です。

以上です。

○議長（森 温繁君） 9番 伊藤君。

○9番（伊藤英雄君） 公職選挙法からそのまま持ってきたというのは理解しましたけれども、読み方の理解、読む理解は、質問がまたダブっちゃうんですけども、この前任の議員というのは、選挙が行われる前からいた議員を指しているんですか、前任の議員というのは。その人が任期満了の日までというのは、要は今回行われた選挙じゃなくて、その前の選挙から4年たった日というふうを読むのかな。そうすると、前任者の任期満了の日の翌日からだと、一般選挙の日じゃなくて、しょっぱなにやった選挙の日がスタートだと読むのかな。何かわかりやすく説明してもらえますか。どういうふうを読んだらいいかがわからないのと、「前任の議員が全てなくなった」という、その全てなくなったって、じゃ、全員がいなくなったということなの、選挙の期日後に。全員がいなくなったのに任期が起算するというのもよくわからないんですけども、「全てなくなったときは議員が全てなくなった日の翌日から」、いなくなったのに任期が起算されるというふうを読むのか。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 具体的に言いますと、選挙をやりましたと。その後3年たって、仮に全員の議員さんが要するに辞職ということをする場合があるわけです。その場合の任期の起算日が、その翌日から起算するというような規定になります。

通常は、ほとんど市議会とかそういうことで全員が辞職ということはまず、よそのところでちょっといろいろありますけれども、財産区の議員さんが3年でやめますよと、例えば2年でもうやめますよということが、全員が辞職を申し出たというようなときの場合の、この起算の日のことをここは言っています。

財産区の場合は、今、任期が2年でやっていますけれども、想定としては、これから例えば2年で全員が辞職するとか、3年で辞職するとかということもちょっとあり得るというふうに考えております。

○議長（森 温繁君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

8番 鈴木君。

○8番（鈴木 敬君） 1つお聞きしますけれども、第1条の解説にあります「財産区議会は、

都道府県知事が必要と認める場合に限り市町村の条例を設定し、財産区の財産または公の施設に関し、議決すべき事項を議決させることができる」ということなのですが、この議決すべき事項というのが何なのかということをもまず説明してください。

そして、この条例ができることによって、これまでの財産区に対する取り扱いはどのように変わっていくのか。例えば財産区の収支はどのような形で、決算内容とか等々に関してはどのような形で下田市議会のほうに、あるいは下田市のほうに出てくるのかというふうなこと、財産区の扱いがこの条例によって変わるのか、変わらないのか、財産の扱いですね、そういうことに関してちょっとお聞かせください。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 13ページの、今の「議会の議決すべき事項を議決させる」というところの自治法の規定のところですけども、今回、議会の議決すべき事項として、今回のこの1条から今回の条例を定めると、そのことを、財産区の議会を今回は設けるという規定をこの議会で行います。「財産区に関し市町村又は特別区の議会の議決すべき事項を議決させることができる」というのは、これは、都道府県知事が今回は下田市に対して今回のこの条例を提案したということで、この内容ということをご理解いただきたいと思います。

これまでと財産区の運営上が変わってくるのかということですけども、基本的にはこれまでは、先ほども申しましたけれども、浜崎村区議会条例の暫定的な施行です。それによって、この内容が若干変わるのが、先ほどの議員の任期は4年と今回定めておりますけれども、これは公職選挙法にのっとって通常こうしなければならないんですが、今の財産区の条例は2年というふうになっていますので、その辺のことを今回、通常の公職選挙法とか関係法令と合致するような形で修正させていただいておりますので、実質的な、今も須崎財産区については財産区の議会を設置してやっていますので、具体的な実施手法ということについては変わらないということです。

以上です。

○議長（森 温繁君） 8番。

○8番（鈴木 敬君） 議決すべき事項というのは、要するに、この財産区の議会を設置するというふうなことが議決すべき事項だというふうなことなのかな。そのほかのいろいろな、財産区に関するいろんな事業内容とか等々のことも、それらには、こういう事業をやる、財産区としてこういうふうな事業をやる、あるいは、こういうふうな管理するというふうなことも含めての議決すべき事項なのかな。今の質問のお答えによると、議決すべき事項とは、

要するにこの財産区議会を設置するということが議決すべき事項だというふうなことなんですけれども、それだけのことなのかなというのが1点です。

それと、須崎財産区というのは須崎区が管理している財産なんですけど、それはずっと須崎区が、これまで議会もあって、そこでやってきたことなんですけど、そこら辺のところと下田市、そういうふうな須崎財産区の財産内容について、下田市はどういうふうな形でかわかっていくのかというふうなことについても、もう少しお聞かせください。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 自治法のこの規定は、「都道府県知事は」というところから読んでもらえれば、今回この下田市須崎財産区議会設置条例、これを都道府県知事が出して、この内容について市町村の議会で議決してくださいという内容ですので、今回の条例をとということです。今回この自治法の規定に基づいてこの条例が出たということです。

かわり方ですけれども、かわり方につきましては、下田市とこの財産区議会とのかかわり方というのは、これまでどおりという形になります。今までも、あくまでも財産区の管理者は下田市長になりますので、今までは要するに浜崎村区議会条例、それによって暫定施行でやってきましたけれども、今回はこの条例がお認めいただければ、下田市財産区議会設置条例に基づいて設置される須崎財産区という形になります。今までは浜崎村区議会条例の暫定施行が、もう昭和30年からずっと暫定的なものとして扱われてきたという状況で、それを今回、解消しようということで県のほうと協議をして、今回この財産区の設置条例を出すということになっております。本来であれば、町村合併のときとか、そういったときにこういう条例を定めておくのが適しているわけなんですけれども、それが定められておりませんでしたので、これまで暫定施行という形で取り扱ってきたということです。

以上です。

○議長（森 温繁君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております県知事提出議第1号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、県知事提出議第2号 下田市柿崎財産区議会設置条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） それでは、県知事提出議第2号 下田市柿崎財産区議会設置条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の16ページをお開き願います。

下田市柿崎財産区議会設置条例を別紙のとおり制定するもので、提案理由でございますが、地方自治法第295条の規定により、下田市柿崎財産区議会の設置に関する事項を定めるものでございます。

本議案につきましては、静岡県知事より下田市議会議長宛てに、下田市議会に提案する旨の文書が提出されているところでございます。

柿崎財産区の設置の根拠でございますが、須崎財産区と同様で浜崎村区議会条例となっております。こちらも昭和30年の町村合併時より暫定施行している状況でございます。そのため、これまでの間の関係法令の改正趣旨が十分に反映されていない状況であり、現行法令の規定に準拠する必要性が生じているところでございます。

今回提案します設置条例につきましては、基本的には浜崎村区議会条例の趣旨を引き継ぐこととし、必要な字句の修正、整備を行い、地方自治法第295条の規定に基づき、静岡県知事の提案により、新たに条例を制定するものでございます。

条例改正の内容につきましては、条例改正関係等説明資料の19ページから24ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、県知事提出議第1号 下田市須崎財産区議会設置条例と条文、附則ともに、須崎と柿崎という名前以外は同様でございますので、説明は略させていただきます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、県知事提出議第2号 下田市柿崎財産区議会設置条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。



ただいま議題となっております県知事提出議第2号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

---

◎議第63号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第63号 下田市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） それでは、議第63号 下田市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の19ページをお開き願います。

下田市特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するもので、提案理由でございますが、地方自治法第209条の規定により特別会計を設置するためのものがございます。

地方自治法第209条第1項では、地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする旨が定められており、第2項におきまして、特別会計は、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合は、条例で設置することができる定められておりますので、先ほどご説明申し上げました県知事提出議第1号及び2号の提出とあわせて審議をお願いするものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数ですが、25ページ、26ページをお開き願います。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

第1条第2号中、「事務」を「事業」に改めるのは字句修正でございますが、第1条に第6号「須崎財産区特別会計」「須崎財産区事業」及び第7号「柿崎財産区特別会計」「柿崎財産区事業」を加えるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第63号 下田市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第63号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

---

◎議第64号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第64号 下田市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（井上 均君） それでは、議第64号 下田市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の21ページをお開き願います。

初めに、提案理由でございますが、地方税法及び地域再生法の趣旨に基づき、下田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関し、必要な事項を定めるため、制定するものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の27ページをお開き願います。

制定の趣旨でございますが、固定資産税の不均一課税を実施し、本市の地方活力向上地域における企業の地方拠点強化を推進し、本市の経済の活性化と雇用機会の創出を図るため、条例を制定するものでございます。

静岡県におきましては、他県との企業誘致の競合を優位に進めるため、事業税と不動産取得税の不均一課税制度を導入いたしましたことから、本市におきましても趣旨に賛同し、固定資産税の不均一課税制度を設け、県と市が連携して本社機能の移転や拡充を促進しようとするものです。

次に、条例の内容でございますが、不均一課税の対象となる地域となります地方活力向上地域とは、地域再生法の一部を改正する法律におきまして、集中地域と地方活力向上地域が定義されております。集中地域とは、いわゆる首都圏、中部圏、近畿圏の中心部を指し、一方、地方活力向上地域は、集中地域以外の地域とされました。下田市内の地方活力向上地域は、平成28年3月15日、地域再生計画に認定されました静岡県地域本社機能移転拡充促進プロジェクトにより範囲が定められ、お手数です、説明資料の29ページをご覧ください。

29ページのほうに色塗りをされた範囲のところの対象の区域となります。

説明資料27ページにお戻りいただき、不均一課税の対象となる資産等につきましては、本店または主たる事務所、その他の地域における就業の機会の創出または経済基盤の強化に資するものとして内閣府令で定める業務施設で、特定業務施設と定義された以下の資産が対象となります。

具体的には、表の中の一番左側ですけれども、事務所で調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理事業部門のいずれかと、研究所または研修所が対象で、工場や店舗などは対象にはなりません。対象資産は、家屋または構築物及び償却資産並びに当該家屋または構築物の敷地である土地で、次の表のとおり、事業者が本社機能の移転や拡充について定めた地方活力向上地域特定業務施設整備計画、こちらを平成30年3月31日までに静岡県へ提出し、静岡県知事からの認定を受けました日の翌日から2年以内を取得した対象資産が不均一課税の対象となります。また、記載ございませんが、本計画の認定要件には、従業員が10人以上、ただし中小事業者は5人以上増加することが計画要件にございます。

なお、土地につきましては、その取得の日の翌日から起算して1年以内に対象となる家屋または構築物の建築の着手があった場合に限り、不均一課税の対象となり、あわせて土地を除くものの取得価格の合計額の要件として3,800万円以上、ただし中小事業者等は1,900万円以上が対象となります。

説明資料28ページをお開きください。

不均一課税の期間につきましては、固定資産税を課すべきこととなる最初の年度以後3カ年度を対象とするもので、まず、移転型事業でございますが、特別区（東京23区）にございます特定業務施設を本市に移転して整備する事業が対象で、下田市税賦課徴収条例第62条に定めがございます固定資産税の税率100分の1.4を、初年度目、100分のゼロ免税、第2年度、100分の0.35、1.4%の4分の1で、4分の3減免、第3年度、100分の0.7で、1.4%の2分の1で、2分の1を減免。

続きまして、拡充型事業でございますが、特別区（東京23区）以外からの移転などにより本市にて特定業務施設を整備する事業で、初年度目、100分のゼロ免税、第2年度、100分の0.467、1.4%の3分の1で、3分の2を減免、第3年度、100分の0.933、1.4%の3分の2で、3分の1を減免とするもので、なお、記載ございませんが、地方に本社を置く企業が本社の増築も対象となります。

この税率軽減措置によります減収額につきましては、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第12条に基づきまして、基準財政収入額となるべき額から控除した額とされていることから、4分の3が普通交付税で補填される最大限度の率を適用いたしました。今回の条例改正の目的でもあります本社機能移転、拡充を促進することは、第4次下田市総合計画及び下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の企業誘致と整合しており、地域経済の活性化と雇用をつくり上げていくことが本市の発展にも重要であると考え、県内他市町に先駆けて条例の制定をするものでございます。

次に、制定内容をご説明申し上げますので、説明資料の31ページをお開き下さい。

第1条は、この条例の目的を定めたもので、地方税法及び地域再生法に基づき、固定資産税の不均一課税を実施するため、必要な事項を定めることを本条例の趣旨とし、本市の経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることといたしました。

続きまして、33ページをお開きください。

第2条は、本店または主たる事務所、その他の地域における就業の機会の創出または経済基盤の強化に資するものとして内閣府令で定める業務施設に対する固定資産税の不均一課税の期間及び税率を規定しております。

続きまして、次の34ページをお開き願います。

第3条は、固定資産税の不均一課税の適用を受けようとする場合、初年度の初日の属する年の1月31日までに提出する申告書を定めるものでございます。

続きまして、次の35ページをお開きください。

第4条は、虚偽の申告等に対する措置を定めるもの、第5条は、不均一課税の取り消しを定めるもの、第6条は、この条例の施行に関し必要な事項を別に定めるものでございます。

次の36ページをお開きください。

附則でございますが、施行期日は公布の日とし、平成29年度以降の年度分の固定資産税について適用するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第64号 下田市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

7番 大川君。

○7番（大川敏雄君） 1点だけ質問させてください。

地方税法の6条2項に基づいて不均一課税を施行しているのは、下田市においては、国際観光ホテルに対して都市計画税を100分の1.4から100分の1.2にしている現状がありますね。そういうふうなことで、今回はいわゆる企業誘致ということでこの条例の制定をしたいということですが、具体的に当市の場合、補正予算を見ますと、内陸フロンティア計画の協議会を設置しているんだと、8万円を計上されておりますけれども、どういうものに対して期待されるか、あなたの頭に今描いているところをひとつ教えていただけませんか。

○議長（森 温繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（井上 均君） それでは、お答えいたします。

まず、国際観光ホテルの関係ですが、こちらは都市計画法ではなくて固定資産税のほうでございます。

〔「固定資産税、それでいいんだな」と呼ぶ者あり〕

○企画財政課長（井上 均君） はい、結構です。

こちらは恒常的な不均一課税でございますので、税賦課徴収条例の中に含めてございます。今回、別立てで条例を設けましたのは、こちらの地方活力向上地域、こちらにつきましては地方再生法に基づいている関係がございまして、先ほど説明のほうでもございましたように、静岡県のほうでつくりました計画、こちらに提出する期間が、30年3月31日までに計画を出すものが対象となりますので、残り1年半での期間となりますので、今急いでこの条例をつくった次第でございます。

それから、県内の今現在の状態なんですけれども、やはり東京23区から移転しているというのは、今現在、静岡県内ではないそうです。全国で見ますと、YKKなどが黒部市へ移転したそうです、大きいところだと。それからあと、県内ですと、拡充型が既に6件認定されました。拡充型は、先ほど申しましたように、どこからでもいいので、例えば市内の企業が増築する場合でも対象になります。ただし、先ほど言いましたように、本社機能の従業員が中小企業で5人以上、それから、大企業の場合だと10人以上増加するというのが要件になっています。ここが一番大きいところでございます。県内で一番代表的な例としましては、拡充型が6件の認定が今現在済まれている、問い合わせは十数件、今あるそうです。ちなみに、賀茂郡内では今のところないそうです。そして、最近で大きいところでは、従業員250人の企業が静岡県内の他市へ転居した例があったそうです。

一番私のほうでこれを重要視しているのは、下田の場合には、賀茂郡を統括するような企

業が幾つかあろうかと思えます。頭に「賀茂」がつくような協同組合とか各種あると思うんですけれども、こちらのほうが建てかえをしようといった場合には、これききますので。です、特に大きいのが、また委員会ではご用意しますけれども、不動産取得税とか事業税のように県税の影響と固定資産税を合わせますと、減税効果は大体2倍ぐらいになるんです。物すごい大きい金額になります。ですので、下田市としても何とか県が作りしましたものに、下田市がこの固定資産税、特に4分の3が交付税措置できるぎりぎりの額を今、軽減するという形で、財源としても4分の1の財源を用意すればいいというふうな制度でスキームのほうをつくらせていただきました。ですので、例えば下田に近隣の賀茂郡から本社機能を移転してくるといった場合には、これききますので。

ですので、こちらのほうの議会が議決されましたら、速やかに対象となる、特に施設でも大分古い大きな、賀茂郡を代表するような企業が幾つかございますので、そちらのほうとか、商工会議所とか、あとは税理士会のほうの説明なども行って、積極的にこちらの優遇措置を説明してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第64号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

---

#### ◎議第65号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第65号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（日吉由起美君） それでは、議第65号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の24ページをお開き願います。

下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するもので、今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、平成28年6月議会において、下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例として専決

処分の報告をさせていただいた部分以外の改正分、また、所得税法等の一部を改正する法律第8条により、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律、同法施行令の一部改正が平成28年5月25日に施行されたことに伴う改正部分の改正及び法律の規定の移動等による条文の整備を行うものでございます。

提案理由でございますが、地方税法の一部改正に伴い条文を整備するため、本条例について所要の改正をするものでございます。

なお、今回の改正につきましては、国から示されました改正文どおりの改正となっております。

下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について、その主な改正内容について、条例改正関係等説明資料により説明させていただきます。

それでは、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の37ページ、説明資料①をご覧ください。

今回の条例改正の主な項目は以下のとおりで、改正箇所により施行日が異なっております。なお、今回の改正部分中、平成28年度税制改正により消費税率10%段階の措置として実施予定の部分につきましては、平成28年8月24日に消費税率引き上げ時期の変更に伴う税制上の措置が閣議決定され、臨時国会にて消費増税再延期関連法案が提出されることと聞いておりますが、地方税法は既に改正されていることから、下田市税賦課徴収条例について改正させていただくものです。また、国会に出されますこの法案につきましては、消費税率の10%への引き上げ時期を2年半延期し、平成31年10月1日に変更するものと聞いております。

改正内容の1つ目は、個人市民税関係で、セルフメディケーションの推進のため、医療費控除の特例を新たに設けるもので、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、健康の保持増進及び疾病の予防への取り組みとして、検診や予防接種等を受ける人が、スイッチOTC薬を年間1万2,000円を超えて購入した場合には、その購入費用のうち1万2,000円を超える額、上限8万8,000円を所得控除することができるようになります。なお、この特例は、現行の医療費控除との併用はできません。

施行日は、平成30年1月1日で、平成30年度分から平成34年度分までの個人市民税について適用されます。

2つ目は、特例適用利子等に係る規定の整備です。日台民間租税取決めに基づく外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律等の改正に伴い、条例改正を行うものです。

施行日は平成29年1月1日となります。

法人市民税関係では、消費税率の引き上げによる地方消費税の増収により、さらに地方団体間の財政力の格差が拡大することが見込まれることから、地方法人課税の偏在是正として、消費税10%段階において法人市民税法人割の一部を引き下げ、地方交付税の原資化を拡大するものとした税制改正でございます。これは、市町村の法人税割の標準税率を9.7%から6%に引き下げるもので、平成26年4月に消費税率が8%に引き上げられた時と同様の改正でございます。

なお、法人市民税の税率引き下げは、都道府県、市町村分合わせて5.9%の減となり、国税の地方法人税は5.9%の増となる見込みです。

施行日は平成29年4月1日ですが、消費増税再延期関連法案が成立いたしますと、地方税法も改正され、施行日が2年半先延ばしされる見込みでございます。

ページをめくっていただきまして、38ページは軽自動車税関係ですが、1つ目は、車体課税の見直しとして、消費税率10%への引き上げ時に自動車取得税を廃止し、軽自動車税に環境性能割を創設し、現行の軽自動車税を種別割とするものです。環境性能割は、三輪以上の軽自動車について取得時に付加されるもので、環境性能によって税率が決定され、当分の間、県が賦課徴収を行うこととなります。こちらも消費増税再延期関連法案が成立いたしますと、法人税率の改正同様、施行日が2年半先延ばしされる見込みでございます。

2つ目は、軽自動車税について、地球環境に配慮したグリーン化を進める観点から、現在行っているグリーン化特例について1年間延長するものです。

施行日は平成29年4月1日となります。

次に、納税環境整備として、延滞金の計算期間の見直しを行うものです。延滞金は、法定納期限までに市税が完納されなかったときに、未納額及び遅延期間に応じて課されるものですが、国税の取り扱いの改正に伴い、地方税法も改正されるものです。今回の改正は、当初の申告及び納付が法定納期限内に行われ、その後、課税側が減額更正をした後に、同様の理由で当初賦課を超えない範囲内で増額更正となった場合において、増額部分に係る延滞金の計算期間を見直すものです。

なお、その他の改正内容ですが、地方税法の改正に伴う所要の規定の整備、関連規定の条ずれの修正、文言の修正を行うものがございます。

続きまして、39ページ、40ページ、説明資料②をお開きください。

左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインの部分が今回改正するところとなっております。



ります。

第1条といたしまして、下田市税賦課徴収条例の一部改正をいたしております。

第18条の3は、納税証明事項に係る軽自動車税を種別割に改正するものです。

第19条は、延滞金の計算でございますが、後ほど説明いたしますが、第81条の6は今回新たに追加された項で、環境性能割の申告納付についてであり、第81条第1項はその申告方法を定めたもので、項の追加と延滞金の計算期間の変更による所要の規定整備を行うものでございます。

続きまして、第34条の4、法人税割の税率でございますが、消費税率10%への引き上げ時に法人税割の税率を「100分の9.7」から「100分の6」に3.7%引き下げるものでございます。

41ページ、42ページをお開きください。

第43条は、普通徴収の個人の市民税に係る延滞金で、第1項から第3項につきましては字句等の修正で、第4項の追加が今回改正部分で、所得税の納税義務者が修正申告を提出し、または国の税務官署が所得税の更正をしたとき、この場合、一度減額の後、増額更正したときに限りませんが、その当初の税額に達するまでの税額について追徴する場合に、42ページ下から3行目に記載の第4項第1号及び第2号に定める期間を延滞金の計算の基礎となる期間から控除するものです。

43ページ、44ページをお開きください。

第48条は、市民税を申告納付する法人に係る延滞金でございますが、第3項、第4項につきましては字句等の修正で、第5項の追加が今回改正部分で、法人から修正申告書の提出があったとき、第43条同様、一度減額更正の後、増額更正にした場合において、第5項第1号及び第2号に定める期間を延滞金の計算の基礎となる期間から控除するものです。

45ページ、46ページをお開きください。

第50条は、法人が課税庁で不足の通知を受けたときに係る延滞金でございますが、第2項、第3項につきましては字句等の修正で、第4項の追加が今回改正部分で、48条同様、一度減額の後、増額更正をした場合において、第4項第1号及び第2号に定める期間を延滞金の基礎となる期間から控除するものです。

47ページ、48ページをお開きください。

第80条、軽自動車税の納税義務者等から、57ページ、58ページ、第91条、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付までは、消費税率10%への引き上げ時において、自動車取得税を廃止し、軽自動車税を種別割と環境性能割に変更することに関して条例を整備するも

のです。

第80条、軽自動車税の納税義務者は、第1項において、三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割を、軽自動車の所有者に種別割を課税するものです。第80条の2は削除ですが、次の50ページに第81条の2として同様の規定を設けております。

第81条は、軽自動車税のみならず課税で、軽自動車等の売買契約の際の課税対象者について定めたものです。

49ページ、50ページ、第81条の2は、日本赤十字社の所有に関する軽自動車等に係る軽自動車の非課税の範囲を定めるものです。第81条の3から第81条の8までの規定は、新たに課せられることになった環境性能割について定めたもので、第81条の3で環境性能割の課税基準で算定した価格に、第81条の4、環境性能割の税率で定められた税率を、第81条の5、環境性能割の徴収の方法、次のページ、第81条の6、環境性能割の申告納付の方法で納めていただくこととなります。第81条の7と第81条の8は、その手続を定めたものでございます。

51ページ、52ページ下段の第82条から、57ページ、58ページ、第91条までの改正は、今までの軽自動車税が種別割と改正することによる条例の改正でございます。

第82条、軽自動車税の税率でございますが、税率に変更はありませんが、車両の種類の分類のための見出し符号をつけるものです。

53ページ、54ページ、第83条から第85条、ページをめくっていただいて、第89条から第90条、次のページ、第91条は、軽自動車税から種別割への変更と字句、規定の修正を行うものです。

57ページ、58ページ下段の附則第6条は、医療費控除の特例を新たに設けるもので、平成30年度から平成34年度の各年度分の個人の市民税に限り、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に、60ページ1行目右端から2行目にかけての、その者の選択により、医療費控除の特例を受けることを定めるものでございます。

第15条の2から第15条の5は、当分の間、環境性能割の賦課徴収を県が行うことについて定めたものでございます。第15条の6第1項は、営業用の軽自動車に係る環境性能割の税率を規定するもので、第2項につきましては、自家用の環境性能割の上限の税率を当分の間引き下げる特例を規定したものでございます。

ページをめくっていただき、61ページ、62ページ、第16条第1項は、地球環境への配慮の取り組みといたしまして、平成28年度分から、初回車両番号の登録を受けてから13年を経過した翌年度からの重課の特例の規定で、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定

の整備によるものです。第2項から第4項は、いわゆるグリーン化特例について、環境性能割の導入に伴う名称等の規定の整備とともに、期間を1年間延長するものです。

63ページ、64ページ、附則第20条の2でございますが、第1項及び第3項において、日台民間租税取決めにより税率を定め、第2項以下は引用条文についての条文整備でございます。

67ページ、68ページ、附則第20条の3でございますが、今回の改正において附則第20条の2が追加されたことによる条項ずれの修正によるものでございます。

71ページ、72ページをお開きください。

下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成26年下田市条例第8号）の一部改正（第2条）でございます。

附則第6条の改正は、平成26年の改正条例の附則における軽自動車税の経過措置において、平成27年3月31日以前に取得した軽自動車に対し、従前の税率を適用しているものですが、今回の82条の改正規定との整合性を図るため、修正を行うものでございます。

73ページ、74ページをお開きください。

下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成27年下田市条例第32号）の一部改正（第3条）でございます。

附則第6条第7項の改正は、平成27年12月の条例改正の附則における市たばこ税の経過措置に係る適用規定において、今回の第19条の改正規定との整合性を図るため、修正を行うものでございます。

議案件名簿の35ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、第1条、施行期日につきましては、この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。といたしまして、第1号に規定する部分の施行日は、これは主に消費税率引き上げ関連部分ですが、ページをめくっていただきまして、36ページ上から8行目、平成29年4月1日、第2号といたしまして、附則第6条の改正は、これは医療費控除の特例部分ですが、平成30年1月1日とするものです。

第2条は、市民税に関する経過措置で、第1項、第4項は延滞金の適用規定で、平成29年1月1日以後に納期が到来する市民税に係る延滞金について適用するもの、第2項は、医療費控除の特例の適用は、平成30年度以後の年度分の市民税について適用するもの、第3項は、法人税割の税率の改正は、平成29年4月1日以後の開始する事業年度分の法人市民税について適用するもの、第5項は、平成29年1月1日以後に支払いを受けるべき特例適用利子等に係る市民税について適用するものです。

第3条、軽自動車税に関する経過措置でございますが、第1項は、軽自動車税の環境性能に関する部分で、附則第1条第1号に掲げる規定の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用するものです。第2項は、種別割に関する部分で、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例によるものです。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第65号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第65号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 2分休憩

午前11時12分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

---

◎議第66号～議第75号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第66号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第3号）、議第67号 平成28年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第68号 平成28年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第69号 平成28年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）、議第70号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第71号 平成28年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第72号 平成28年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第73号 平成28年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第74号 平成28年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第75号 平成28年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、以上10件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（井上 均君） それでは、私のほうから、議第66号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第3号）から議第74号 平成28年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）まで、一括してご説明いたします。

ピンク色の補正予算書と補正予算の概要のご用意をお願いいたします。

初めに、議第66号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

9月の補正予算につきましては、その予算編成方針を、下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る事業及び当初予算後の事情の変化により必要となった義務的事業等に限ったものとする定め、予算要求の指示を行ったところであり、査定もこの事業により行ったものであります。

その内容につきましては、歳入では、平成27年度決算に基づく繰越金の増額、普通交付税交付額の確定による増額、特別会計からの繰入金の前払金の精算に伴う増額などの一般財源の増を補正財源のベースとし、歳出では、市庁舎建設に係る検討費用、防災安全対策の推進、社会保障の充実、地域生活環境の整備、教育環境の充実、有害鳥獣対策、基幹系システムの更新関係、公共施設等の維持管理などにより、市民サービス向上と財政の健全化を目指すものです。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成28年度下田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億1,701万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億9,727万8,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから7ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

第2条債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」によるということで、補正予算書の8ページをお開きください。

債務負担行為の追加は4件で、1件目から3件目までは、基幹系システムリースの満了及び平成29年10月に基幹系サーバーの交換時期を迎えるため、次期基幹系システムを提案型指名競争入札により業者選定し、債務負担行為により複数年契約を行うものであります。

1 件目の事項は、基幹系システムクラウドサービス利用料で、期間は平成28年度より平成34年度まで、限度額は、事業予定額 3 億6,000万円の範囲内で基幹系システムクラウドサービスを利用する旨の契約を平成28年度において締結し、平成29年度以降において支払うものでございます。

2 件目の事項は、基幹系システム構築業務委託料で、期間は平成28年度より平成29年度まで、限度額は、事業予定額5,000万円の範囲内で基幹系システム構築業務を委託する旨の契約を平成28年度において締結し、平成29年度において支払うものでございます。

3 件目の事項は、基幹系システム機器購入費で、期間は平成28年度より平成29年度まで、限度額は、事業予定額2,200万の範囲内で基幹系システム機器を購入する旨の契約を平成28年度において締結し、平成29年度において支払うものでございます。

4 件目の事項は、高齢者生きがいプラザから陶芸窯を移設し管理を行うため、下田市民スポーツセンター指定管理料（その2）を設け、期間は平成28年度より平成29年度まで、限度額は、事業予定額467万円の範囲内で市民スポーツセンターの指定管理を委託する旨の契約を平成28年度において締結し、28年度予算計上額146万1,000円を超える金額320万9,000円については、平成29年度において支払うものでございます。

1 ページにお戻りいただき、第3条地方債の補正で、地方債の変更は「第3表地方債補正」によるということで、補正予算書の9ページをお開きください。

地方債の変更は2件でございます。1件目、起債の目的、県単道路整備事業につきましては、交付税措置の少ない少額借り入れ、また、各種財源が確保できたことによりまして、本地方債発行を抑制するもの、2件目は、臨時財政対策債で発行可能額が確定したため、限度額3億7,000万円を限度額3億5,870万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算の内容についてご説明申します。

お手数ですが、補正予算の概要に移っていただき、2ページ、3ページをお開き願います。

歳入でございますが、企画財政課関係、9款1項1目地方特例交付金87万6,000円の減額、10款1項1目1節普通交付税2億3,430万5,000円の増額、10款2項1目1節国庫・社会保障・税番号制度整備事業費補助金149万9,000円の増額、15款3項6目1節県費・権限移譲事務交付金5万2,000円の減額は、交付確定によるもの、19款1項1目1節繰越金5億9,803万6,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるもの、21款1項3目1節道路橋梁債790万円の減額は、県単道路整備事業債で、交付税措置のない少額借り入れのため発行を抑制するもの、

同 5 目 1 節臨時財政対策債1,130万円の減額は、臨時財政対策債の確定によるものでございます。

総務課関係、16款 2 項 1 目 1 節不動産売却収入 1 万3,000円の増額は、市有地売却、20款 4 項 4 目 20節高齢者生きがいプラザ施設補償費受入金64万4,000円の増額は、高齢者生きがいプラザ施設補償費受入金の確定によるもの、同21節雑入39万5,000円の増額は、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与受入金、地方税滞納整理機構派遣職員給与受入金及び派遣職員住居費受入金でございます。

選挙管理委員会関係、18款 1 項 7 目 1 節柿崎財産区会計繰入金197万円の増額は、柿崎財産区よりの議会議員選挙経費に係る繰入金でございます。

地域防災課関係、15款 2 項 1 目 3 節県費・緊急地震・津波対策等交付金510万円の増額は、同報系災害情報伝達システム基本検討業務委託及び家庭内家具等固定推進事業費補助金に対する緊急地震・津波対策等交付金、20款 4 項 3 目 2 節一部事務組合過年度収入1,552万2,000円の増額は、下田地区消防組合負担金精算分を受け入れるものでございます。

4 ページ、5 ページをお開きください。

福祉事務所関係、14款 1 項 1 目 1 節国庫・社会保障費負担金1,215万9,000円の増額は、自立支援医療費増額に係る国庫追加交付、同 2 節国庫・児童扶養手当負担金177万円の増額は、児童扶養手当改正に伴う増額に係る国庫追加交付、同 2 目 2 節国庫・児童福祉費補助金55万9,000円の増額は、母子家庭等自立支援給付金受給者増に伴う増額に係る国庫追加交付、15款 1 項 1 目 1 節県費・社会福祉費負担金607万9,000円の増額は、自立支援医療費増額に係る県費追加交付、20款 4 項 3 目 1 節民生費過年度収入1,006万8,000円の増額は、生活保護費、自立支援医療費及び児童入所施設措置費の前年度精算金でございます。

市民保健課関係、14款 2 項 2 目 10節国庫・地域介護・福祉空間整備推進交付金173万円の増額は、2 施設に係る介護ロボット等導入支援事業特例交付金、15款 2 項 2 目 2 節県費・老人福祉費補助金107万円の増額は、成年後見推進事業費補助金、18款 1 項 2 目 1 節国民健康保険事業特別会計繰入金281万円の増額、同 3 目 1 節介護保険特別会計繰入金1,948万2,000円の増額、同 4 目 1 節後期高齢者医療特別会計繰入金310万2,000円の増額は、各特別会計繰入金の増額で、前年度決算確定による精算を受け入れるもの、20款 4 項 3 目 3 節広域連合過年度収入533万8,000円の増額は、静岡県後期高齢者医療広域連合負担金の前年度精算金でございます。

環境対策課関係、20款 4 項 3 目 2 節一部事務組合過年度収入265万4,000円の増額は、南豆

衛生プラント組合負担金の前年度精算分でございます。

産業振興課関係、13款1項4目7節爪木崎自然公園使用料は、財源充当の組み替え、15款2項4目2節県費・林業費補助金155万4,000円の増額は、しずおか林業再生プロジェクト推進事業で、間伐及び分収林に係る県補助金でございます。

建設課関係、13款1項6目4節住宅使用料は、財源充当の組み替え、18款2項1目7節景観まちづくり基金繰入金100万円の増額は、景観まちづくり助成金に充てるため、景観まちづくり基金からの繰入金、20款4項4目16節同級他団体受入金862万3,000円の増額は、南伊豆町からの大山隧道改修工事負担金受入金、同21節雑入140万円の増額は、市町村振興協会省エネ機器導入事業助成金で、助成限度額改定によるものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

学校教育課関係、18款2項1目9節奨学振興基金繰入金26万円の増額は、英語力向上プロジェクトに充てるため、奨学振興基金からの繰入金でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳出でございます。

議会事務局関係、1款1項1目0001議会事務42万3,000円の減額は、職員人件費でございます。

企画財政課関係、2款1項7目0240地域振興事業125万5,000円の減額は、職員人件費の減及び下田市内陸フロンティア推進協議会委員報酬、ふるさと応援寄附システム使用料及び地域生活環境整備事業補助金の増額等、補正内容等の欄に記載のとおりでございます。同9目0300財政管理事務122万3,000円の減額は、職員人件費、同15目0380財政調整基金7億2,000万円の増額は、前年度決算剰余金分3億6,000万円と財源調整分3億6,000万円を積み立てるもの、2款5項1目0650統計調査総務事務137万4,000円の減額は、職員人件費、2款9項1目0910電算処理総務事業271万9,000円の増額は、職員人件費の減及び社会保障・税番号制度適用改修委託、基幹系クライアント機器購入の増額等、補正内容等の欄に記載のとおりでございます。11款1項1目7700起債元金償還事務56万6,000円の増額は、平成17年度借り入れ分の利子見直しに伴う長期債元金、同2目7710起債利子償還事務3,854万9,000円の減額は、平成17年度借り入れ分の利子軽減及び平成27年度発行債の利率の確定によるもの、12款1項1目一般会計予備費2,968万6,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

総務課関係、2款1項1目0100総務関係人件費218万6,000円の減額は、職員人件費の減額、臨時雇い賃金、退職手当普通負担金の増額及び退職手当特別負担金の追加、同2目0112職員



研修事業15万6,000円の減額は、賃借料、3目0140行政管理総務事務102万2,000円の増額は、特定個人情報の安全管理に対応する鍵つきスチールキャビネット購入、同12目0350工事検査事務13万3,000円の減額は、職員人件費、同20目0225新庁舎等建設推進事業74万6,000円の増額は、アドバイザー講師謝礼及び事務経費に係る増でございます。

選挙管理委員会関係、2款4項1目0550選挙管理委員会事務6万6,000円の減額は、職員人件費、同7目0579柿崎財産区議会議員選挙事務197万円の増額は、補正内容等の欄に記載のとおり、柿崎財産区の議会議員選挙経費でございます。

出納室関係、2款1項10目0320会計管理事務554万2,000円の増額は、職員人件費、庁用備品等、補正内容等の欄に記載のとおりでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

税務課関係、2款2項1目0450税務総務事務910万7,000円の減額は、職員人件費、同2目0472市税徴収事務200万円の増額は、個人及び法人の市県民税還付金に対応するためでございます。

地域防災課関係、2款7項1目0750交通安全対策事業2万円の減額は、静岡県交通安全母の会連合会が解散したため、2款8項1目0860地域防災対策総務事務1,064万1,000円の増額は、職員人件費の増減及び同報系災害情報伝達システム基本検討業務委託の新設、同0861地域防災組織育成事業180万円の増額は、家庭内家具等固定推進事業費補助金の新設で、家具固定器具購入及び取り付け費用に対し助成するもの、8款1項1目5800下田地区消防組合負担事務175万8,000円の増額は、下田地区消防組合負担金通常分及び特別分で、女性職員用下田消防署仮眠室改修及び公会計システム導入費等に充てるもの、同2目5810消防団活動推進事業42万2,000円の増額は、職員人件費、消耗品費の増額によるものでございます。

監査委員事務局関係、2款6項1目0700監査委員事務19万5,000円の減額は、職員人件費でございます。

福祉事務所関係、3款1項1目1000社会福祉総務事務475万1,000円の減額は、職員人件費の増減、同2目1040臨時福祉給付金給付事務190万3,000円の増額、同1041臨時福祉給付金給付事業12万円の増額は、前年度の事業費確定による国庫返還金、同3目1051特別障害者手当等支給事務1万9,000円の増額は、前年度の支給確定による国庫返還金、同1052在宅身体障害者（児）援護事業2,479万円の増額は、自立支援医療費の対象者増及び前年度の支給確定による国庫返還金、同6目1120障害福祉サービス事業142万2,000円の増額は、前年度の支給確定による国庫返還金、同8目1042子育て世帯臨時特例給付金給付事務6万円の増額、同

1043子育て世帯臨時特例給付金給付事業63万円の増額は、前年度の事業費確定による国庫返還金、3款2項1目1201老人福祉施設入所措置事業203万円の増額は、老人保護措置費の対象者増、同1202在宅老人援護事業4万3,000円の増額は、短期保護事業の利用者増、同1206高齢者生きがいプラザ管理運営事業157万5,000円の減額は、高齢者生きがいプラザが11月1日に廃止されることに伴う指定管理料（債務）の減額、同3目1300総合福祉会館管理運営事業330万円の増額は、平成29年度に総合福祉会館の改修工事を行うための実施設計業務委託の新設。

12、13ページをお開きください。

3款3項1目1453児童扶養手当支給事業533万7,000円の増額は、児童扶養手当法改正により、平成28年8月分より第2子以降の加算額改正に伴う増額及び前年度の支給確定による国庫返還金、同7目1700母子家庭等援護事業172万円の増額は、母子家庭自立支援給付金の受給者増及び前年度の支給確定による国庫返還金、3款4項1目1750生活保護総務事務888万円の増額は、職員人件費の減と前年度の扶助費確定による国庫返還金、同1752生活保護適正実施推進事業7万5,000円の増額、同2目1761生活困窮者自立支援事業235万1,000円の増額は、前年度の事業費確定による国庫返還金でございます。

市民保健課関係、2款3項1目0500戸籍住民基本台帳事務240万円の増額は、職員人件費、3款2項6目1420介護保険施設等対策事業189万9,000円の増額は、介護ロボット導入に伴う地域介護・福祉空間整備推進交付金及び国庫返還金、同7目1421成年後見推進事業107万円の増額は、市民後見人養成事業委託の新設、3款6項1目1850国民年金事務10万6,000円の減額は、職員人件費の増減、3款7項1目1901国民健康保険会計繰出金9万3,000円の減額は、事務費繰り出しの減及び介護保険分27年度精算繰出金の増、3款8項1目1950介護保険会計繰出金104万1,000円の減額は、事務費繰り出し分、3款9項1目1960後期高齢者医療事業15万1,000円の増は、職員人件費の減及び時間外勤務手当の増、同1目1965後期高齢者医療会計繰出金79万6,000円の減額は、事務費繰り出し分、4款1項1目2000保健衛生総務事務53万8,000円の減額は、職員人件費の増減及び東部ドクターヘリ格納庫等整備協力負担金の増、同3目2040母子保健相談指導事業28万円の増額は、未熟児養育医療国庫返還金等、4款2項1目2152健康づくり事業30万円の増額は、庁用備品でございます。

環境対策課関係、4款3項1目2250清掃総務事務353万4,000円の増額は、職員人件費等、同3目2280ごみ収集事務652万2,000円の増額は、職員人件費、使用済み小型電子機器等収集運搬委託、庁用備品等、補正内容欄に記載のとおり、同2281ごみ収集車両管理事業733万

6,000円の増額は、車両購入、車両登録経費等、補正内容等の欄に記載のとおり、同4目2300焼却場管理事務3,771万6,000円の増額は、職員人件費の増及び焼却場修繕の増、同5目2380環境対策事務120万円の増額は、住宅用太陽光発電システム設置費補助金10件相当分の増でございます。

14、15ページをお開きください。

産業振興課関係、5款1項2目3050農業総務事務278万4,000円の増額は、職員人件費、同5目3200農用施設維持管理事業352万4,000円の増額は、職員人件費、修繕料及び農業用施設維持補修用資材、5款2項1目3350林業振興事業26万4,000円の増額は、間伐事業等補助金、同3351林道維持管理事業220万円の増額は、修繕料、同3353有害鳥獣対策事業390万円の増額は、買い上げ金、有害獣被害対策事業補助金等、補正内容等の欄に記載のとおり、同3目3450保健休養林管理事業110万円の増額は、修繕料、爪木崎自然公園間伐・剪定業務委託、5款4項2目3750漁港管理事業115万4,000円の増額は、職員人件費の減及び修繕料、漁港施設維持補修用資材の増、6款1項1目4000商工総務事務6万9,000円の減額は、職員人件費、同2目4050商工業振興事業300万円の増額は、住宅リフォーム追加募集に係る振興助成金でございます。

観光交流課関係、6款2項1目4200観光まちづくり総務事務407万8,000円の増額は、職員人件費及び玉川大学との打ち合わせに関する普通旅費、同2目4250観光まちづくり推進事業129万6,000円の増額は、総合パンフレット繁体字版の2万部追加作成委託、同3目4350観光施設管理総務事務200万円の増額、同4目4380外ヶ岡交流館管理運営事業120万円の増額は、修繕料でございます。

建設課関係、7款1項1目4500土木総務事務85万1,000円の減額は、職員人件費の減と測量及び登記業務委託の増、7款2項1目4550道路維持事業3,900万円の増額は、修繕料及び市道維持補修工事、同2目4570交通安全施設整備事業170万円の増額は、修繕料及び交通安全施設設置工事、7款3項1目4800河川維持事業620万円の増額は、修繕料及び河川維持補修工事、同2目4900排水路維持事業330万円の増額は、修繕料及び排水路維持補修工事、7款5項1目5150都市計画総務事務335万1,000円の減額は、職員人件費、同5161景観推進事業100万円の増額は、景観まちづくり助成金が1件見込まれるため、同3目5200県営街路事業負担事務6万9,000円の増額は、県営街路事業負担金の確定。

16、17ページをお開きください。

7款5項4目5250都市公園維持管理事業288万円の増額、7款7項1目5600市営住宅維持

管理事業130万円の増額は、修繕料でございます。

学校教育課関係、3款3項3目1550公立保育所管理運営事業386万3,000円の増額は、職員人件費及び修繕料、同5目1670認定こども園管理運営事業487万9,000円の減額、同8目1745地域子育て支援センター運営事業6万7,000円の減額は、職員人件費、9款1項2目6010教育委員会事務局総務事務7,000円の減額は、職員人件費の増減及び中学校再編検討会議委員報酬補助、特殊建築物定期調査業務委託、小中学校児童生徒海外派遣費補助金等、補正内容等の欄に記載のとおり、同3目6020奨学振興事業26万円の増額は、英語力向上プロジェクト事業補助金、9款2項1目6050小学校管理事業1,404万8,000円の増額は、職員人件費、消耗品費、修繕料等、9款3項1目6150中学校管理事業731万6,000円の増額は、職員人件費、消耗品費、修繕料、9款4項1目6250幼稚園管理事業744万3,000円の減額は、職員人件費の減及び修繕料の増、9款7項1目6800学校給食管理運営事業1,430万円の減額は、職員人件費の減及び臨時雇い賃金及び補正内容等の欄に記載のとおりでございます。

生涯学習課関係、9款5項1目6350社会教育総務事務293万4,000円の増額は、職員人件費、臨時雇い賃金、同2目6402青少年活動推進事業10万8,000円の増額は、写真撮影委託、同4目6500芸術文化振興事業28万円の増額は、ノートパソコン購入等、同5目6650公民館管理運営事業125万円の増額は、中央公民館引き込み口機器取りかえ配線設備工事、同6目6600図書館管理運営事業12万6,000円の減額は、職員人件費の減及び図書館用地購入費の増、9款6項1目6701社会体育活動推進事業6万5,000円の増額は、普通旅費、各種会議出席者負担金、同3目6752下田市民スポーツセンター管理運営事業266万1,000円の増額は、下田市民スポーツセンター指定管理料（その2）（新規）及び資機材移設業務委託、9款8項1目6900市民文化会館管理運営事業300万円の増額は、修繕料でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第66号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第67号 平成28年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の73ページをお開きください。

平成28年度下田市の稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ193万3,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の74ページから77ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要18、19ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節繰越金は43万3,000円の増額で、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

歳出でございますが、5款1項1目予備費43万3,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第67号 平成28年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第68号 平成28年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の89ページをお開きください。

平成28年度下田市の下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ788万円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の90ページから93ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要20、21ページをお開きください。

歳入でございますが、2款1項1目繰越金58万円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

歳出でございますが、4款1項1目予備費58万円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第68号 平成28年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第69号 平成28年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の105ページをお開きください。

平成28年度下田市の公共用地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ317万1,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の106ページから109ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要22、23ページをお開きください。

歳入でございます。

1款1項1目1節市有地貸付収入15万1,000円の増額は、下田公園隣接地の一時貸付料の追加でございます。

歳出でございますが、2款1項1目8210土地開発基金繰出金15万1,000円の追加は、市有地貸付収入を土地開発基金への積み立てとして繰り出すものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第69号 平成28年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第70号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の121ページをお開きください。

平成28年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,812万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億3,305万7,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の122ページから125ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要24、25ページをお開きください。

歳入でございます。

3款1項3目1節国庫・特定健康診査等負担金10万9,000円の増額は、前年度精算分、3款2項1目2節国庫・特別調整交付金300万円の減額は、広域化対応経費が補助金化されたための組み替え、同4目1節国庫・国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金184万4,000円の増額は、広域化対応経費が補助金化されたため追加、6款2項2目2節県費・特定健康診査等負担金（過年度分）4万6,000円の増額は、前年度精算分、9款1項1目2節事務費等繰入金216万円の減額は、職員人件費分の繰り入れ20万6,000円の減額及び広域化対応経費による事務費分の繰り入れ195万4,000円の減、同目5節その他一般会計繰入金206万7,000円の増額は、平成27年度介護保険赤字補填分の精算、9款2項1目1節国民健康保険基金繰入金4,000万円の減額は、前年度繰越金の増により診療報酬支払準備基金からの繰入金を9,000万円に減額するもの、10款1項1目1節繰越金1億3,922万円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目8300国民健康保険総務事務380万3,000円の減額は、職員人件費の増減及び国民健康保険広域化対応業務委託311万1,000円の減、1款2項1目8321国民健康保険徴収事務48万7,000円の増額は、職員人件費、11款1項3目8530国民健康保険償還金事務2,817万5,000円の増額は、前年度一般医療・療養給付費超過負担金返還金、11款2項1目8560国民健康保険一般会計繰出金281万円の増額は、前年度の出産育児一時金の精算に伴うもの、12款1項1目予備費7,045万7,000円の増額は、歳入歳出調整額で、今後の医療給付費増にも配慮したものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第70号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第71号 平成28年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の141ページをお開きください。

平成28年度下田市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,037万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億7,537万7,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の142ページから145ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によ

りご説明申し上げます。

補正予算の概要26、27ページをお開きください。

歳入でございます。

3款2項2目1節国庫・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）・現年度分は、財源充当組み替え、同3目1節国庫・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分12万円の減額は、地域支援事業費に係る職員人件費減による国庫の減、4款1項1目2節基金・介護給付費交付金・過年度分214万1,000円の増額は、前年度精算分、同2目1節基金・地域支援事業支援交付金・現年度分は、財源充当組み替え、5款1項1目2節県費・介護給付費負担金・過年度分785万9,000円の増額は、前年度精算分、5款2項1目1節県費・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）・現年度分は、財源充当組み替え、同2目1節県費・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分5万8,000円の減額は、地域支援事業費に係る人件費減による県費の減、8款1項2目1節地域支援事業交付金繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）・現年度分は、財源充当組み替え、同3目1節地域支援事業交付金繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分5万8,000円の減額は、地域支援事業費に係る職員人件費減による一般会計繰り入れの減、同4目1節職員給与費等繰入金108万2,000円の減額は、職員人件費の歳出減による一般会計繰り入れの減、同5目1節低所得者保険料軽減負担金繰入金9万9,000円の増額は、前年度精算分、8款2項1目1節介護給付費準備基金繰入金4万5,000円の増額は、介護給付費準備基金繰入金、9款1項1目1節繰越金5,673万9,000円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うもの、10款3項5目1節在宅医療・介護連携推進事業負担金受入金518万8,000円の減額は、賀茂圏域の在宅医療・介護連携推進事業において、関係市町から負担金を受け入れ、下田市が一括委託契約を締結する予定でしたが、市町ごとでの委託契約となったため、同級他団体受入金が不要となったものでございます。

補正予算書の概要28、29ページをお開きください。

歳出でございます。

1款1項1目9200介護保険総務事務108万2,000円の減額は、職員人件費の増減、4款1項1目9340介護予防・生活支援サービス事業費100万3,000円の減額は、新総合事業サービス計画委託199万4,000円の追加及び介護予防・生活支援サービス事業費負担金の減、同2目9347介護予防ケアマネジメント事業費5万3,000円の減額は、職員人件費の増減、4款2項1目



9348一般介護予防事業費100万3,000円の増額は、一般介護予防教室業務委託の増、4款3項1目9349総合相談事業費23万5,000円の減額は、職員人件費、同3目9353包括的・継続的ケアマネジメント事業費1万7,000円の減額は、職員人件費の増減、同5目9360在宅医療・介護連携推進事業518万8,000円の減額は、在宅医療・介護支援センター業務委託の減で、歳入でもご説明しましたとおり、下田市が一括委託契約を締結する予定でしたが、市町ごとでの委託契約となったため、5款1項1目9375介護給付費準備基金積立金4,463万8,000円の増額は、決算確定に伴い、1号被保険者保険料の剰余金を介護給付費準備基金へ積み立てるもの、7款1項3目9397介護保険償還金事務281万円の増額は、決算確定に伴い国庫支払基金及び県に返還するもの、7款2項1目9398介護保険一般会計繰出金1,948万2,000円の増額は、決算確定に伴い一般会計へ繰り出すもの、8款1項1目予備費2万2,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

大変雑駁な説明ではございますが、議第71号 平成28年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（森 温繁君） 説明の途中ですが、ここで休憩したいと思います。

午後1時まで休憩いたします。

午後 0時 0分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（井上 均君） 引き続きまして、議第72号 平成28年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の165ページをお開きいただきたいと思います。

平成28年度下田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ218万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,718万6,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の166から169

ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明させていただきます。

概要の30、31ページをお開きください。

歳入でございます。

1款1項1目1節後期高齢者医療保険料・特別徴収保険料・現年度分92万3,000円の増額及び同2目1節後期高齢者医療保険料・普通徴収保険料・現年度分、97万8,000円の減額は、それぞれ本算定に基づく調定額の見込みによる増減でございます。3款1項1目1節事務費繰入金79万6,000円の減額は、職員人件費分の減額、4款1項1目1節繰越金303万7,000円の増額は、前年度決算確定によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目8700後期高齢者医療総務事務79万6,000円の減額は、職員人件費の増減、2款1項1目8750後期高齢者医療広域連合納付金12万円の減額は、本算定に基づく見込みにより納付金が減額となるもの、3款2項1目8780他会計繰出金310万2,000円の増額は、前年度の決算確定に伴い、一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第72号 平成28年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第73号 平成28年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の183ページをお開きください。

平成28年度下田市の集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,724万3,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の184ページから187ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要32、33ページをお開きください。

歳入でございます。

5款1項1目1節繰越金34万3,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるもの。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目 9000 排水処理施設管理事業 225 万 1,000 円の減額は、浄化槽保守点検業務委託の入札差金減額、3 款 1 項 2 目 9009 起債利子償還事務 6 万 5,000 円の減額は、長期債利子の確定、4 款 1 項 1 目 予備費 265 万 9,000 円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第 73 号 平成 28 年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第 74 号 平成 28 年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の 199 ページをお開きください。

平成 28 年度下田市の下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるもので、第 1 条の歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,105 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 205 万 9,000 円とするものでございます。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の 200 ページから 203 ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては後ほど補正予算の概要により申し上げます。

第 2 条地方債の補正です。地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」によるということで、補正予算書の 204 ページをお開きください。

地方債の変更は次のとおりで、起債の目的、公共下水道事業につきましては、枝線管渠築造工事及び下水道施設更新工事を増額したいため、財源となる地方債を、限度額 3 億 8,310 万円を限度額 3 億 8,690 万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

補正予算の概要 34、35 ページをお開きください。

歳入でございます。

6 款 1 項 1 目 繰越金 1,725 万 9,000 円の増額は、前年度繰越金の確定によるもの、8 款 1 項 1 目 1 節下水道事業債 380 万円の増額は、公共下水道事業債で、枝線管渠築造工事及び下水道施設更新工事の財源にするものでございます。

歳出でございますが、1 款 1 項 1 目 8800 下水道総務事務 398 万 3,000 円の減額、2 款 1 項 1

目8830下水道幹線管渠築造事業16万9,000円の減額は、職員人件費、同2目8840下水道枝線管渠築造事業214万3,000円の増額は、職員人件費の減及び下水道枝線管渠築造工事300万円の増、同3目8833下水道施設等更新事業166万9,000円の増額は、職員人件費、地震・津波災害対策計画策定業務の減及び普通旅費、下水道施設更新工事の増、3款1項2目8860下水道起債利子償還事務610万3,000円の減額は、平成17年度借り入れ分の利子軽減及び平成27年度発行債の利子の確定によるもの、4款1項1目予備費2,750万2,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第66号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第3号）から議第74号 平成28年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 上下水道課長。

○上下水道課長（日吉金吾君） それでは、水道事業会計の補正予算についてご説明申し上げます。

お手元の水色の水道事業会計予算書（補正第1号）のご用意をお願いいたします。

議第75号 平成28年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

補正第1号の内容でございますが、収益的収入におきましては、平成27年度決算額確定による長期前受金の戻入の減額でございます。

収益的支出におきましては、職員人件費調整の減額、平成27年度借入企業債の利率確定による支払利息の減額でございます。

資本的収支におきましては、職員人件費の減額でございます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条でございますが、平成28年度下田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるものでございます。

第2条は、業務の予定量で、平成28年度下田市水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとしたしまして、第4号の主要な建設改良事業として、改良工事費、第6次拡張事業費の「2億9,983万6,000円」を「2億9,882万2,000円」に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとしたしまして、収入で第1款水道事業収益を1万8,000円減額し、7億71万円2,000円とするもので、その内訳としたしまして、第2項営業外収益を1万8,000円減額し、3,049万5,000円とするものでございます。

支出で、第1款水道事業費用を562万8,000円減額し、6億6,976万3,000円とするもので、その内訳といたしまして、第1項営業費用を235万3,000円減額し、5億6,434万1,000円に、第2項営業外費用を327万5,000円に減額し、9,542万2,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、予算第4条本文括弧書き中「不足する額2億9,526万7,000円」を「不足する額2億9,425万3,000円」に「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,589万4,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,588万9,000円」に「当年度分損益勘定留保資金2億3,624万5,000円」を「当年度分損益勘定留保資金2億3,636万5,000円」に「減債積立金4,312万8,000円」を「減債積立金4,199万9,000円」にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出でございますが、第1款資本的支出を101万4,000円減額し、5億4,135万6,000円とするもので、その内訳といたしまして、第1項建設改良費を101万4,000円減額し、2億9,990万円4,000円とするものでございます。

第5条は、議会の議決を得なければ流用することのできない経費として、予算第7条を次のとおり補正するものといたしまして、第1号は、職員給与費「8,719万2,000円」を「8,382万5,000円」に改めるものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

3ページ、4ページをお開きください。

平成28年度下田市水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。

収入で、1款水道事業収益は1万8,000円減額し、7億71万2,000円とするもので、3目長期前受金戻入の平成27年度決算確定によるものでございます。

支出で、1款水道事業費用は562万8,000円減額し、6億6,976万3,000円とするものでございます。1項営業費用は235万3,000円減額し、5億6,434万1,000円とするもので、内訳といたしまして、1目原水及び浄水費から5目総係費の減額は職員人件費の調整によるものでございます。2項営業外費用は327万5,000円減額し、9,542万2,000円とするもので、内訳といたしまして、1目支払利息及び企業債取扱諸費の企業債借入率の確定、そして、消費税及び地方消費税の調整によるものでございます。

5ページ、6ページをお開きください。

資本的支出でございます。

収入につきましては、対象はございません。

支出で、1款資本的支出は101万4,000円減額し、5億4,135万6,000円とするもので、内訳

といたしまして、1目改良工事費101万4,000円減額は、職員人件費の調整によるものでございます。

7ページ、8ページは、給与費明細書でございます。

9ページから11ページをご覧ください。

平成28年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第1号の予定額を増減したもので、9ページ末尾に記載しておりますように、資産合計は64億3,059万円となるものでございます。

11ページ末尾に記載しておりますように、負債資本合計は64億3,059万円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

12ページをお開きください。

平成28年度下田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

キャッシュ・フロー計算書は、業務活動、投資活動、財務活動の3つの区分に分け、それぞれの活動により資金がどのように増減したかを示すものです。業務活動によるキャッシュ・フローが2億2,602万5,000円、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス2億3,898万6,000円、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナス3,935万2,000円となり、資金減少額がマイナス5,231万3,000円となるものでございます。

平成28年度資金期首残高2億3,915万7,000円から資金減少額を差し引きますと、資金期末残高が1億8,684万4,000円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第75号 平成28年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 議第66号から議第75号までについて、当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第66号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

5番 竹内君。

○5番（竹内清二君） ちょっと何点かございますので、端的に質問させていただきます。

また、当初予算のほうでも、もしかしたら同様の回答はいただいておりますかもしれませんが、失念も含めておわびし、ご説明いただきたいと思っております。

まず、地域防災課所管の0860事業でございます。このうち同報系災害情報伝達システムの基本検討業務委託ということが、これ県の補助金も受けての実施だと思っておりますが、これ多分、

デジタル化移行に伴う同報系無線の変更に伴う計画だと思われませんが、こちらの今後の予定、実施に向けた今後の、運用開始まで含めた形でのおおよその時期をどのくらい考えているのかお聞かせください。

続きまして、こちら企画財政課所管の0240事業、ふるさと応援寄附システムの件でございますが、予算書25ページでございます。システム使用料で102万円とんでおります。今までさとふるさんをお使いしての運営だったと思いますが、こちら使用料の変更に伴ってどのような形で運用なされているかのご説明をお願いします。

続きまして、こちら地域防災課所管0861事業、家具の固定の関係の補助金が出ております。家具等固定推進事業補助金、こちら180万ついておりますが、現在の実施状況と、今後この180万でどの程度のおおよその見込みを見ているのかということをお伺いしたいと思っております。

続きまして、0910事業のこれも企画財政課さん、基幹系クライアント購入、機器購入で208万3,000円、こちらの内容をちょっとお伺いしたいと思っております。

続きまして、5番目が、福祉事務所さんの所管になります番号が1201事業、老人介護措置費で203万ついております。これ先ほどの説明の中で対象人数が増えたということでございますが、老人福祉施設入所の保護、措置の対象が増えたということでございますが、具体的な人数をお聞かせください。

あと、6番目としまして、4350事業と4380事業の観光施設整備の関係をする修繕費がそれぞれ載っております。こちらについても修繕費、どの部分をどのような形でそれぞれ200万と120万をお使いになられるかということをお伺いいたします。

続きまして、4570事業、これ建設課さん所管、交通安全施設設置工事ということで150万計上、これはどこに何を対策されるかと、設置されるかということをお伺いしたいと思います。また、あわせてこの交通安全施設の設置については、各区さんからかなりの要望が来ていると、もちろん区もそうですし、学校関係者のほうからも来ていると思います。こちら辺の要望に対する設置の条件とございますか、プライオリティーがどういった形で実現に向かっているのかということをお伺いいたします。

あと2点です。申しわけございません。6050事業と6150事業、小・中学校のほうの修繕費800万と350万について、これを具体的に教えてください。なお、消耗品につきましては、200万つけていただきまして、まことにありがとうございます。

あと、最後でございます。6800事業の学校給食の管理運営事業で大きな減の金額が載って

おりますが、これ多分、人件費の関係の出入りだと思いますが、どれをどういった形で、多分、一般職を臨時職等での振りかえでのという形で想像はできるんですが、どういった部署の方をどういった形で振りかえて、こういった形に変更になっているのかということをお伺いいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 地域防災課長。

○地域防災課長（黒田幸雄君） 同報無線の調査業務についてのご質問でございますが、平成34年11月にアナログ波による運用停止が決定しておりまして、同報無線を今後どのような方法で運用していくのがよいかということ調査委託するものでございまして、スケジュール感をどのように持っているかということでございますが、34年11月に停波するまでの間に整備したいと。それについては、最適な方法が何になるのか、デジタルですと相当な費用が、10億以上のお金がかかるというようなことが言われていますので、ただ、そうは言いつても、デジタルがいいのではないかというような調査結果になるやもしれませんし、他自治体ではコミュニティーFMを併用しておりましたりですとか、デジタルにした場合には、現在のラジオが入らなくなる、ラジオを再度配布することになりますと、ラジオの単価自体が相当高いということで、であるならば、どういうふうにしていくのかという、そういったことを、本年度、総合的に調査していただいて進めていきたいというふうなことで考えていますので、34年11月までには整備するというように考えてはおりますけれども、その調査の状況で、どういう設備をするのが最もいいかというようなお話になってから、どう工事を進めていくのか、どこから手をつけるのかというようなことになっていくと思いますので、最後はもう期限は決まっているというような形での仕事になりますので、現状のスケジュールというのは、そういうような形になってございます。

それから、あと、家具固定についてのご質問でございますが、180万円で補正をいたしまして、器具を買うのには1万円を上限で補助しようと、設置をするのも1万円を上限で補助しようと、両方同時にやられる場合に、2万円が上限額というような形の補助を考えておりますので、最大90件ということでございまして、本年度につきましては。今から始めますと半年しかないということで、月15件程度の申請があるのかというようなことで、近隣の状況等を見ながら、そのくらいの数は出るのかなということでやっております。現状は、もうほぼ家具固定については目標を達成しておりませんので、補助をして家具固定を推進していきたいというようなことで、補正をお願いするものでございます。



以上でございます。

○議長（森 温繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（井上 均君） それでは、予算書25ページでございます0240事業ふるさと応援寄附システム使用料の増額補正の102万の関係でございます。

まず、ふるさと納税制度につきましては、6月議会で世界一の海づくり基金のほうを入れていただき、ありがとうございました。今現在、8月までの状況なんですけれども、昨年度が750万に対して、今年度、今現在、約2,400万入っております。今、3.2倍の状況になっております。

うち、世界一の海づくり基金につきましては、64万円の収入を今のところいただいております。こちら、これまで議員さんからもいろいろ一般質問でもございましたように、新しいチャンネルを増やしたいということで、今かかっているのが今回の補正予算でございます。基本的には今、さとふるのほうを一括代行業者として利用しておりますが、それ以外の会社2社程度を現在いろいろ調整をしているところでございます。ちなみに、1億円の寄附を想定した場合の手数料の率なんですけれども、さとふるの場合が12.96、他社につきましては13.89と15.18というふうに、これまでさとふるが一番手数料が安かったんですけれども、その残りの2社のどちらかを今選ぶということで、1億円の範囲内で収入を2つのチャンネルを使ってやりたいというふうな意向を持っております。

それから、33ページの基幹系クライアントの関係でございます。債務負担行為のほうでもご説明させていただいたように、基幹系については来年度切りかえを迎えておりますが、33ページでございます基幹系クライアントの機器購入というのは、パソコン6台の購入でございます。理由といたしましては、所得税がマイナンバーに切りかわったことで、個人住民税もマイナンバー対応にしなければなりません。現在のパソコンが、細かいところなんですけれども、32ビット対応なんです、マイナンバーに対応したシステムが64ビットになってしまったということで、こればかりはちょっとうちのほうでも見送るわけにはまいりませんでしたので、必要最低限のパソコン6台の購入を予定してございます。

なお、このパソコンは機械ですので、当然、来年新しい業者が決まった段階でインストールし直すことで、手戻りがないようにということで準備は進めております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（楠山賢佐君） それでは、私のほうからは、老人福祉施設の入所措置事業、

1201番事業の203万円の補正の件でございます。

これにつきましては、新たに病院への通院治療、これはアルコール依存症の治療が可能な養護老人ホームへの入所がありまして、措置費の増加が想定されるため、補正をしたものでございます。

なお、措置の入所の人数なんですが、実際には賀茂の老人ホームを中心に28年3月末で31名、措置費として約6,056万程度かかっております。ただ、賀茂老人ホームについては、約二十七、八名ぐらい入っているんですが、月の途中で入退所等がありますので、大体30名か三十一、二名ぐらいが年額を通しての措置費のものです。この施設のものとは全く別の治療施設の老人保護施設に入所するためというふうにご理解願えればと思います。

以上です。

○議長（森 温繁君） 観光交流課長。

○観光交流課長（土屋 仁君） 観光費のほう、観光施設管理費の4350観光施設管理総務事務200万円の修繕料でございます。

こちらにつきましては、当初予算で250万円ほどございまして、それから、6月補正でも300万円の増額をいただいたところでございます。こちらにつきましては、6月補正のときにはご説明させていただいたとおり、ペリーロードのポケットパーク等を予定していたと。それから、夏前に実は吉佐美のはまぼうロードですか、あちらのほうを点検したところ、非常にがたがたと。夏の時期、あそこを散策される方も多いということで、そちらのほう修繕等を実施したところ、それから、夏場のいろいろなトイレですとか、シャワーですとかそういったものの小修繕を行ったところ、また、執行残がほぼ執行済みというような形になってしまったところでございます。

今後は、今一応予定しておりますのが、白浜大浜海水浴場、国道側のトイレですが、そちらの女子トイレのブースが、何とか夏場は使えてきたんですが、もうそろそろ限界だというようなことで、そちらの交換をちょっと2つほど考えているところでございまして、残りにつきましては、その他突発的に出てくる施設の修繕、そういったものに対応していきたいなと考えているところでございます。

それから、4380の外ヶ岡交流館の管理運営事業でございます。こちらも当初予算では300万円の予算がございまして、予定といたしましては、エレベーターの基盤の交換でございまして、海の交流館のウレタンの防水というような予定をしていたところでございますが、実は8月の後半、台風によりまして、テナント部分、いわゆる回転ずし魚どんやさん、そち

らのほうが雨漏りがいたしまして、そちらを今、応急的な修繕しているんですが、本格的にちょっとやらなきゃならないというようなことで、恐らく今の段階、調査の結果、ハーバーミュージアムのちょっと外側のベランダ部分、その辺がちょっと危ないのではないかというようなこともございまして、そちらの修繕を今、予定したいなというところでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 建設課長。

○建設課長（鈴木芳紀君） 私のほうから、交通安全施設4570番事業について、まず、条件なんですけれども、建設課のほうとしてのこの予算というのは、建設課が管理している部分のものでございまして、地区要望の中ではそれ以外のものもありますもので、申しわけない、その辺まだ、答えだけ言っちゃうと、まだ精査していない状態でございます。これから地域防災と協議しましてその場所を決めたいと思います。その中で出させていただいている金額は、前年並みの金額を出させていただいております。申しわけありません。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） 補正予算の概要の16ページ、17ページ、6050番事業、小学校管理事業の修繕費800万円の内訳でございます。

これが、まず、下田小学校の荷物用昇降機、これは給食を2階へ上げたりする小さいエレベーターというんですか、これが故障しまして、これが200万円、それから、稲生沢小学校の屋根の防水、漏水対策ということで、これに150万円、それから、浜崎小学校の内壁のタイルの修理ということで、これに150万円、これで500万円になりまして、残りの300万円につきましては、市内の7校の小学校の遊具、これは6月議会のときにご指摘いただきましたけれども、どこをとというのはちょっと申しわけないんですけれども、修繕要望が、結果が出ているものについて優先順位をつけて、300万円予算をつけさせていただきました。

続きまして、その下の6150番、中学校管理事業の修繕料350万円です。これは、下田東中学校の放送設備、これに100万円、そして、あとは各中学校の電気のキュービクル関係に50万円、それから、中学校4校の遊具、これに200万円を計上させていただきました。

そして、そのこのところの6800番、学校給食管理運営事業ということで、ここで1,430万円ですか、減額になっているんですが、これは17ページのところをご覧くださいますと、ほとんど職員人件費ということになるんですけれども、内容につきましては総務課長にお願いするんですけれども、給食センターが、4つの調理場から給食センターができてきたことによって、そこにいた調理員さんの関係だけちょっと説明させていただきますけれども、1人調

理員さんは退職されております。それから、残り3人につきましては、1人が下田保育所の調理員という形で配置がえ、それから、残り2人の調理員さんについては、小学校と中学校の用務員さんということで任用がえ、そのような状況でなっております。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） ただいまの学校給食の管理運営事業のところの一般職の給与については、先ほど学校教育課長もありましたけれども、再任用の栄養士さんが1人退職になりました。それと、異動に伴いまして、給与の差とかそういったものを今回調整させていただくということでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 答弁漏れはありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

10番 土屋 忍君。

○10番（土屋 忍君） ちょっと1点だけわからないもので教えてもらいたいんですけども、市民保健課の関係で、成年後見推進事業というのがあって、その後ろのほうに市民後見人養成事業委託というのが107万円であるわけですけども、ちょっと最近、成年後見人の何か法律が改正があったよみたいなのを何かで見たような気がしたんですけども、この辺ちょっとわからないもので、内容を説明をお願いをしたいなと思っております。

○議長（森 温繁君） 市民保健課長。

○市民保健課長（永井達彦君） 成年後見の推進事業として、現在、成年後見を受けている人、弁護士が主に多いんですけども、その弁護士が、非常に件数が多くてもう手いっぱいの状態だという中で、市民の人にもこういう研修を受けて後見人になっていただく、そのための養成の事業費でございます。

○議長（森 温繁君） 10番 土屋 忍君。

○10番（土屋 忍君） 大体わかりましたけれども、例えば、どのような資格を持っている人とか、いろいろあるんじゃないかと思うんですけども、市民後見人の養成事業を、講習会だとかいろんなそういうものを、資格が必要なのかどうかわからないんですけども、やっていくということだと思うんですけども、具体的には伊藤さんみたいな人がやるのかちょっとわからないんですけども、資格のある人なのか、その辺ちょっと具体的に何かあったらお願いします。

○議長（森 温繁君） 市民保健課長。

○市民保健課長（永井達彦君） 今現在、先ほど言いましたように、市民後見人は、弁護士、司法書士、社会福祉士という方が後見人になられています。ここでやるのは、そういう資格を持っていない方も、簡単なケースについては、金銭の管理等については、そういうことをやっていただくための研修という形になります。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

11番 増田君。

○11番（増田 清君） 総務課関係の2款1項20目225事業、新庁舎建設推進事業、これについてお伺いいたします。

講師謝礼60万、企画財政課長は今アドバイザーと申しましたけれども、14日の日に滝内議員が一般質問の中で、庁舎の建設される場所は、やっぱり財政上、下水道及び無線というんですか、防災無線、その関係で限られてくるんじゃないかという質問をしました。

実は、我々は7月に、県の賀茂振興局並びに知事戦略課の方々、幹部、出先の幹部3人が対応してくれたんですけれども、静岡県知事が7月に来られたときに、総合庁舎を稲梓にとこの話の記事が新聞に出たんですけれども、その辺の真意について伺いに7月22日に行きました。そのときに、総合庁舎移転につきましては、まだ時間軸が全然先ですよと、20年から先の話であるということ、これは当然、今の総合庁舎の、まだ建って30年もたたないのかな、耐久性の問題があって、まだ建てかえる時期ではない、それは現在、総合庁舎は発電機能、それから、3階から上を使うということで利用計画をしているそうでございますけれども、そういう関係、それから、例の電波局、電波塔の話がありました。総合庁舎を移した場合、13億程度かかるという説明がございました。これは、下田市の庁舎をつくっても同じ、それだけの施設が要するという話もありました。そういうことで、我々も、もしそういう無線が、現在使っている無線が届かないところにつくれば、稲梓、稲生沢はどうか知りませんが、その程度かかるということは認識してきたわけです。

そういうことで、今回アドバイザー謝礼60万円計上してありますけれども、どういう専門の方なのか、言うなれば、下田では、建設する地域についてはある程度限られてくると思うんですけれども、どういう専門の方かお伺いいたします。

それから、5款2項3目3353事業、有害鳥獣対策事業390万円計上してあります。講師謝礼も、これも10万円計上してあります。我々の地域で何かモデル事業でやりたいというお話がございましたけれども、実は今朝も朝6時から花火大会をやってきました。3カ所か4カ

所でロケット花火を上げて、猿を追いかけてきたわけですがけれども、具体的に、この謝礼とはどういう方々が来られるのか、その辺のことも伺いたいと思います。

それから、6款1項2目4050事業、商工業振興事業、これはリフォーム振興助成金です。これにつきましては、この助成金を商品券で今まで、今までって、今回もそうかもしれませんがけれども、商品券である程度賄ってきているわけです。これにつきましても、もう商品券じゃなくて、どっちかといえば本当はお金で出してほしいという要望もかなりあります。人によっては、ある程度借入れをして、そして業者に払わなきゃいけない、そういう方もおられるそうで、この辺のみなしは必要じゃないかと思えますけれども、その辺の見解をお聞きいたします。

それから、外ヶ岡交流館の補修費、今、観光交流課長のほうから説明がありました。実は、あその場所は、魚どんやの場所は、新築したときに1年もたたないうちにすごい雨漏りがあったわけです。電線の線を伝わって、すごい雨漏りがあったわけです。そのときは、屋上にある何か機械室があります、私も立ち会ったんですけれども、機械室からすごい雨漏りがあったわけです。今回は、何かハーバーミュージアムのほうの屋根から伝わってきているという話なんですけれども、ちょっと離れているものですから、店自体とハーバーミュージアムと、どうかなと思うんですけれども、その辺の確認はしてあるのかどうか、その件をお伺いいたします。

以上です。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 1点目の新庁舎の関係のアドバイザーの件でございますけれども、今のところメインになっていただけるような方を、都市計画の専門家の方をお願いしようというようなことで考えております。そのほか、その専門家の方ともまた相談した中で、こちらのほうで想定しておりますのが、防災関係ですとか建築関係、そういったような方にまたアドバイスもその都度に受けていきたいというふうに考えています。

それと同時に、ある程度こういうことを進めていく中で、当然調査ということも必要になってくると思いますので、そのアドバイスを受けるのと同時にまた必要な調査関係を補正をして、そういった形で場所については選定していきたいというふうに考えております。実際に今、庁内に検討委員会ができるわけなんですけれども、当然、市長をトップとした検討委員会ということの下に、今、若い方の意見も聞いていったほうがいいのではないかとというようなことも出ておりますので、その辺も含めて、今後また副市長ができましたら、副市長と

も協議した中で具体的に手順を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 私のほうからは、有害鳥獣の関係でございます。

議員にご足労願っているいろいろ猿対策ということでやっていただいておりますけれども、今年なんですけれども、イノシシ等多くて、それに加えて猿が春先から大賀茂地区に居座っている状況でございます。農作物の被害に加えて住民等の安全も危惧される状況でございます。今回コーディネーターという、要するに猿の基礎知識とか、猿を追い払う方法とか、あと今、防護柵とか設置しておりますけれども、そのやり方等を、住民を交えて研修してもらおうと。地域ぐるみで猿を追い払いたいということがございまして、この研修で講師を招いてやっていきたいということでございます。

あと、リフォームの関係でございますけれども、リフォームにつきましては最高30万補助金が出ます。この30万に対しまして、商品券30%、9万ですか、部分を商品券でお願いしているところでございます。商店の活性化のためによい方法だと思っております。25年度から導入させていただいております。それが使いにくいというご指摘があったんですけれども、その辺ちょっとうちのほうには入ってございませんので、これを検討、いろいろお話が来た中で検討はできるかと思っておりますけれども、今検討していない状況でございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 観光交流課長。

○観光交流課長（土屋 仁君） 道の駅の雨漏りですけれども、すみません、ちょっとその機械室を確認したかという部分については、ちょっと私、報告も受けていないんですが、今回雨漏りが起きたのが回転ずしというようなことで、大型駐車場側ですか、やはりむき出しになっているベランダが4階のハーバーミュージアムの外にありまして、それからまた、ガラスのコーティング、そこもやや老朽化の部分がありますので、そこも含めて調査したという状況でございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 市庁舎が移転する場合の防災無線の構築のための費用13億円ということを県の総合庁舎より聞かれたということでございますが、市庁舎を移転した場合は、全く13億円という金額はかからないんです。もしそういう調査結果があれば、県からいただいて、

ぜひ私にも見せていただきたいというふうに思います。

といいますのは、県の総合庁舎が動く場合は、パラボラアンテナを、電波は直進しかしませんから、総合庁舎を動かす場合には、県庁から直接電波をもらわなきゃいけない。そのための中継所が各所にあるわけですよ、今。そこから総合庁舎に電波が来ているわけです。稲梓に例えば総合庁舎を動かす場合は、そのアンテナの位置を変えなきゃいけない。また、総合庁舎を全部持っていかなきゃいけないということで13億かかるということは、腑に落ちません。市庁舎がどこかへ移転して13億かかるということは、まだ調査も全くされていないはずなんです。だから、ぜひ私は、県の職員に調査結果を見せていただきたいというふうに思うんです。総合庁舎が動く場合と市庁舎が動く場合では、全然持っていくものが違うんですよ。そういうところをお考えになって、13億ということを私は、増田議員も検証する必要があるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 11番。

○11番（増田 清君） 今の市長の私に対するご意見は、別に私は答える必要がないわけです。これは反問権になりますから。この間の滝内議員の一般質問もそういうことがございました。これについては、当局は今後そういうことのないようお願いをしたいと思います。

これにつきましては、私の市長から聞かれたということじゃなくて、我々はただそういうふうな話を伺ってきたと、別に調査したわけじゃないし、そういう一般論として話をさせていただいたものと思っています。

そこで今、総務課長にお伺いしますけれども、防災、建築関係、建築の専門の方を講師に招くということですが、専門の方々が何人程度を想定しているのでしょうか。それだけお伺いいたします。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 今の庁内の検討委員会の中に常時、専門家の方を、例えば4人とか5人とか入ってもらってやるということは、今考えておりません。メインの方は、都市計画の先生か何かを今予定しているんですけども、その方と今の庁舎の今後、下田のところを見てもらいまして、どういったような専門家の方にこういった意見を聞くかというのは進捗の中で、例えば初めに防災のことをまずやろうというような形で、今後、具体的に防災、建築、都市計画の先生はいらっしゃいますけれども、こういったようなある、先生とまではいかななくても、そういった業者の専門業者の方を呼ぶというようなことも想定できると思



ます。

したがいまして、今のところ60万という予算を今回補正で上げさせていただいておりますので、基本的には年度内はその中で進むような形で今考えておりますけれども、場合によっては、進め方によっては12月に補正というようなことも一応視野に入れながら、今後詰めていきたいと考えております。

以上です。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） いくつかお聞きしたいんですが、まず1点目は、概要の9ページの下田市内陸フロンティア推進協議会委員というのがありますが、内陸フロンティア推進協議会の事業としては、たしか春日山の避難路の整備と遊歩道をつくっていくというようなことが事業としてほぼ決められたんじゃないかと思うんですが、今の時点になって推進協議会の委員というのを設置するというこの意味と、具体的にどのようなメンバーを考えておられるのかというふうなことをまずお聞きします。

それと、環境対策のほうで、ごみ収集車両を購入するというふうな話がありましたが、710万円で、これはどのような車両なのかというふうなこと、ごみ収集車、パッカー車ですか、は、ごみ収集を民間に委託するときに、その民間委託業者が自分でごみ収集車を用意するというふうなことだというふうに聞いていたんですが、今の時点で市が新たに車両を購入すると、どのような車両を予定しているのか、そこら辺のことについてお聞かせください。

それと、社会福祉会館の改修の問題なんですが、三百何十万使って設計委託をするというふうなことらしいんですが、具体的に社会福祉会館をどのような形で改修していくのか、高齢者生きがいプラザとの関係でそこら辺の、生きがいプラザを廃止するに当たっての県からの3,800万円ぐらいのお金を予定するのかなというふうに思っているんですが、具体的にどのような形で社会福祉会館を変えていこうとするのか。

そして、もう一つ、前からも社会福祉会館にエレベーターが欲しいよというふうな意見もあったりするんですが、体の不自由な人たちも多いので、そういうふうな意見もありますが、そういうふうなことは今回のところの中で考慮されるのかどうなのかお聞かせください。

○議長（森 温繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（井上 均君） それでは、2款1項7目0240事業の内陸フロンティア推進委

員報奨金の関係について、ご説明のほうをさせていただきます。

前回の全員協議会の際に内陸フロンティアの推進、特に春日山遊歩道を含めた整備の関係はご説明をさせていただきました。今回の推進委員会というのが、下田市の取り組みや事業の具体的な強化のためを目的として設置するものでございます。事務といたしましては、この推進区域における事業、それから事業の進捗状況を見るため、こういうふうな形になっております。現在予定しているのは10人程度を予定しております、公的団体の推薦、それから地域住民組織、それから市の職員の中からの指名という形で現在予定をしております。

内陸フロンティアにつきましては、このように地域の声を聞く、それから進捗状況を管理するということも必要事項となっておりますので、今回補正予算のほうに上げさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 環境対策課長。

○環境対策課長（高野茂章君） ごみ収集管理事業ですけれども、今回の車両購入についてはパッカー車ではなくて、2トンのクレーンつきダンプがあるわけなんです、そのクレーン部が故障して、もう平成10年車なものでもう修理が不可能ということで、新規に買わなきゃいかんということで、今回2トンのユニックトラックを予算要求をさせていただいているところです。

使用頻度については余り少ないんですが、今、有害鳥獣で100キロを超えるイノシシとかそういうのをやっぱり積み込むには、クレーンがないと人間の手では詰め込めないものですから、あとそれと、側溝清掃に使うドラム缶の収集運搬に使うときがありますので必要ということで、今回要求させていただきました。

○議長（森 温繁君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（楠山賢佐君） それでは、私のほうからは、1300番事業の総合福祉会館の管理運営事業の委託料、総合福祉会館の改修工事の実施設計業務委託の330万円の補正でございますけれども、一応今の想定では、総合福祉会館2階の教養娯楽室、また福祉会館1階の浴室及び和室、また駐車場の拡張等の外構工事、約3,500万程度の規模の改修工事を29年度で行うために、設計業務を委託するというふうに考えております。

総合福祉会館の改修工事でございますけれども、福祉会館は、生きがいプラザの利用者ニーズに対応した改修を検討するために設計業務を委託するものでございますけれども、福祉会館の中で通年デイサービス事業を行っております。このため工事期間中の全てを休館をし

て改修することが不可能でありまして、このため工事費の概算の費用とか、また実施スケジュール等の内容を検討把握するために、設計業務を委託したいというふうに考えております。また、工事については29年度ということ考えております。

なお、障害者のほうの対応をしたり、高齢者のためのエレベーターの関係ですけれども、おおよそ2,000万とかというふうな数字も、1,000万とか2,000万という数字もありますし、また、実際に増築ということにもなりまして、その手続とか費用等の点を考えまして、今、実際の福祉会館の施設として使い勝手が悪い点、また、来訪者の駐車場、障害者なんかの駐車場の確保ができない点とか、デイサービスによって浴室等の入浴施設が使えないような点等を含めて、利用度を上げていきたいというところを中心に今現在では考えております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 8番、よろしいですか。

○8番（鈴木 敬君） はい。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第66号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1時59分休憩

---

午後 2時 9分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、議第67号 平成28年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第67号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第68号 平成28年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第68号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第69号 平成28年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第69号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第70号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第70号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第71号 平成28年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第71号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費につきましては、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第72号 平成28年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第72号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費につきましては、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第73号 平成28年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 浄化槽保守点検業務委託としてマイナスの225万円が計上されている

んですが、それは入札差金だというふうに説明を伺いましたが、225万ということは、予定価格幾らぐらいで入札されたのか、そこら辺のところをお聞かせください。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 浄化槽保守点検業務委託ということで、予定価格ということでございます。

設計額でございますけれども、218万5,920円の設計でございますして、入札でございます。これ2社入札いたしまして、1社が3万6,000円で落札しております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 設計価格が218万円で入札差金が225万というのは、この数字がどうなっているのかというのをもう一回お伺いしたいと思いますが、1社が3万円で、もう一社はどのくらいの数字を出してきたのかというふうなことをお願いしたいと思います。

そしてまた、全般に見ますと、浄化槽の保守点検業務というのがどこも物すごく安い金額でされているんですが、安いにこしたことはないんですが、どちらかというとなんか物すごい、異常に安い金額になっているのではないかというふうな気がするんですが、何か何千円とかという金額でというのは、観光施設のトイレ等々も昔は1基四、五十万の金額だったところが、合わせても1万とか等々の金額で入札されているというふうな金額等もありまして、そこら辺の事情をどういうふうに当局のほうとしては捉えているのか、単に安ければいいというふうに思っているのかどうなのか、そこら辺のところをお聞かせください。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 予算が229万の予算でございますして、設計が218万5,920円で設計しております。もう一社でございますが、これが札入れが38万9,000円です。もう一社が3万6,000円でございますして、3万6,000円が安いということで契約となっております。

業務につきましては、安いということで、そういうご指摘でございますけれども、ちょっと入札の関係ですもので、どういう流れになっているかわからないんですけれども、入札で札を入れていただいた流れです。

あと、現在、工事委託につきましては、最低制限価格を設置いたしまして行っている状況でございますして、役務の提供につきましては最低制限価格を設置していない、まだそこまで至っていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

1番 進士為雄君。

○1番（進士為雄君） 今回の関連の話になりますけれども、3万6,000円というと、人件費としたら3人工とか4人工程の話になろうかと思えます。田牛の多分、集落下水というのは、毎日点検か1週間に一遍点検か、そういう単位でやってくるんだらうと思えますけれども、余り異常に安いということになると、その点検業務にとかくおろそかになるようなことも考えられますので、その辺の競争の中でやればいいということでは不安がちょっとあろうかと思うんですよ。あれだけの施設ですから、きちんと管理していただかないとまずいので、その辺の当然、委託業務の検査の中できちんとした日報とか内容をされていれば、まあしょうがないかなという気がしますけれども、やはり余りにも200万が3万円というのは、幾ら何でもちょっとひどい話になりますので、これは、最低制限価格というものをどういう形で設けるかはいろいろあろうかと思えますけれども、少なくとも人件費くらいは出ないと、手を抜くなんていう可能性もありますし、一緒について点検するわけじゃないんですから、職員が。

ですから、その辺のところを考慮して、やはり少し入札のあり方というかな、そういう最低制限とか、そういうことも検討するべきじゃないかというふうにちょっと思いましたけれども、一応私の意見ということで聞いていただければというふうに思います。答えはいいです。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第73号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第74号 平成28年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第74号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第75号 平成28年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第75号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費につきましては、総務文教委員会に付託いたします。

---

○議長（森 温繁君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

なお、今後の日程につきましては、明日21日から29日まで決算審査特別委員会の審査を、30日及び10月3日に各常任委員会の審査をお願いし、10月4日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしく申し上げます。

なお、22日、24日、25日、10月1日及び2日は休会日といたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時19分散会